

議案第 59 号

小金井市役所庁舎変更に関する条例の一部を改正する条例

小金井市役所庁舎変更に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 12 月 4 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

市役所庁舎の位置を変更するため、地方自治法第 4 条第 1 項の規定に基づき本案を提出するものであります。

小金井市役所庁舎変更に関する条例の一部を改正する条例

小金井市役所庁舎変更に関する条例（昭和 27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市役所の位置を定める条例

第 1 条中「本市役所」の次に「の位置」を加え、「東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号」を「小金井市中町三丁目 19 番 16 号」に、「変更する」を「定める」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（小金井市福祉事務所設置条例の一部改正）

- 2 小金井市福祉事務所設置条例（昭和 33 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

本則中「東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市役所内」を「小金井市中町三丁目 19 番 16 号 小金井市役所内」に改める。

（小金井市消費生活条例の一部改正）

- 3 小金井市消費生活条例（平成 10 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「小金井市本町六丁目 6 番 3 号（小金井市役所内）」を「小金井市中町三丁目 19 番 16 号（小金井市役所内）」に改める。

小金井市役所庁舎変更に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<u>小金井市役所の位置</u>を定める条例 第 1 条 本市役所の<u>位置</u>を<u>小金井市中町三丁目 19 番 16 号に定める。</u> 付 則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (小金井市福祉事務所設置条例の一部改正) 2 小金井市福祉事務所設置条例 (昭和 33 年条例第 15 号) の一部を次のように改正する。 本則中「東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市役所内」を「小金井市中町三丁目 19 番 16 号 小金井市役所内」に改める。 (小金井市消費生活条例の一部改正) 3 小金井市消費生活条例 (平成 10 年条例第 8 号) の一部を次のように改正する。 第 15 条第 2 項中「小金井市本町六丁目 6 番 3 号 (小金井市役所内)」を「小金井市中町三丁目 19 番 16 号 (小金井市役所内)」に改める。	<u>小金井市役所庁舎変更に関する条例</u> 第 1 条 本市役所を東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号に<u>変更する。</u>	題名変更、位置の変更及び規定の整備